吸収分割に係る事前開示書面

（会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面）

2019 年 12 月 26 日

九州電力株式会社

2019年12月26日

吸収分割に係る事前開示事項

福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九　州　電　力　株　式　会　社
代表取締役社長執行役員　池辺　和弘

当社は、2019年12月26日付で当社の完全子会社である株式会社ＱＴｎｅｔ（以下、「吸収分割承継会社」といいます。）との間で締結した吸収分割契約に基づき、2020年4月1日を効力発生日として、当社がＩｏＴサービス事業（ＱｕＵｎサービスに関するものに限る。）に関して有する権利義務を吸収分割承継会社へ承継させる吸収分割（以下、「本件分割」といいます。）を行うこととといたしました。

本件分割に係る事前開示事項は、次のとおりです。

1　吸収分割契約の内容

2019年12月26日付で当社と吸収分割承継会社との間で締結した吸収分割契約は、別紙1のとおりです。

2　会社法第758条第4項に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

吸収分割承継会社は、本件分割に際して、当社に対し、吸収分割承継会社が本件分割により承継する権利義務に代わる金銭等を交付いたしません。

吸収分割承継会社は、当社の完全子会社であることから、これを任意に定めることができるため、当社及び吸収分割承継会社が協議のうえ決定したものであり、かかる取扱いは相当であると判断しております。

3　吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙2のとおりです。

4　吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

5　当社の最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

当社は、2019年4月26日付で当社の完全子会社である九州電力送配電株式会社との

間で締結した吸収分割契約に基づき、本件分割の効力発生日と同日に、当社が一般送配電事業及び離島発電事業等に関して有する権利義務を九州電力送配電株式会社へ承継させる吸収分割（以下、「本件対象外吸収分割」といいます。）を予定しております。

6　本件分割が効力を生ずる日以後における当社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

（1）本件分割の効力発生日以後における当社の債務の履行の見込み

当社の2019年3月31日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ4兆2,788億円及び3兆7,830億円です。

上記5に記載の本件対象外吸収分割により、当社が九州電力送配電株式会社へ承継させる予定の資産及び負債の額は、それぞれ1兆8,451億円及び1,631億円です。

また、本件分割により当社が吸収分割承継会社に承継させる予定の資産の額は、91,463円です。なお、承継させる負債はありません。

これらに加え、2019年3月31日から現在に至るまでの資産及び負債の額に生じた変動並びに今後本件分割の効力発生日までに予想される資産及び負債の額の変動を考慮しても、本件分割の効力発生日以後における当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

なお、当社は、既存の社債に係る社債権者等の権利を保護するため、本件分割の効力発生日と同日に、九州電力送配電株式会社が発行する社債を引き受けることなどを予定しておりますが※、これによる当社の資産及び負債の額の重大な変動はない見込みです。

※　2019年4月26日付の当社適時開示資料「法的分離に伴う吸収分割契約締結に関するお知らせ」の参考資料「本件吸収分割に伴う一般担保付社債の取扱いについて」参照

以上の点並びに当社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑みて、当社の負担する債務については、本件分割の効力発生日以後も履行の見込みがあるものと判断しております。

（2）本件分割の効力発生日以後における吸収分割承継会社の債務の履行の見込み

吸収分割承継会社の2019年3月31日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ1,410億円及び666億円です。

本件分割により吸収分割承継会社が当社から承継する予定の資産の額は、91,463円です。なお、承継する負債はありません。

また、吸収分割承継会社の2019年3月31日から現在に至るまでの資産及び負債の額に生じた変動並びに今後本件分割の効力発生日までに予想される吸収分割承継会社の資産及び負債の額の変動を考慮しても、本件分割の効力発生日以後における吸収分割承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点並びに吸収分割承継会社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑みて、吸

収分割承継会社の負担する債務については、本件分割の効力発生日以後も履行の見込みがあるものと判断しております。

以　上

別紙１



吸収分割契約書

九州電力株式会社（以下、甲という。）と株式会社ＱＴｎｅｔ（以下、乙という。）は、甲のＩｏＴサービス事業（QuUn サービスに関するものに限る。以下、「本件事業」という。）に関する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下、「本件分割」という。）について、以下のとおり合意し、吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第１条（目的）

甲は、本件事業に関する権利義務の一部（承継する具体的な権利義務については第６条に定めるところによる。）を分割して乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第２条（分割の形式並びに当事会社の商号及び住所）

本件分割の吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は次のとおりである。

甲　吸収分割会社

商号　九州電力株式会社

住所　福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目１番 82 号

乙　吸収分割承継会社

商号　株式会社ＱＴｎｅｔ

住所　福岡県福岡市中央区天神一丁目 12 番 20 号

第３条（対価）

乙は本件分割に際し、乙が承継する権利義務の対価を支払わない。

第４条（取締役会による承認）

甲乙は第５条の効力発生日の前日までに取締役会を開催し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する決議を行う。

第５条（会社分割の効力発生日）

本件分割が効力を発生する日（以下、「効力発生日」という。）は、2020 年４月１日とする。ただし、本件分割の手続きの進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第６条（承継する権利義務）

甲は乙に対し、第５条に定める効力発生日に、別紙「承継権利義務明細表」に記載された権利義務を承継させ、乙はこれを承継する。

ただし、かかる権利義務の範囲については、別紙「承継権利義務明細表」に記載された権利義務に対する、2019 年 10 月 1 日から効力発生日の前日までの変動を反映させた上で、当該変動を確認するため、別途覚書を締結する。

なお、甲が乙に承継させる負債はない。

2　本件分割において、乙は、甲と本件事業に従事する甲の従業員との間の労働契約は承継しない。

3　甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法によるものとする。

第７条（競業禁止義務）

甲は本件分割にかかわらず、本件事業及びこれに類似する事業にかかわる競業禁止義務を負わないものとする。

第８条（善管注意義務）

本契約締結後、効力発生日に至るまでの間、甲は本件事業を、乙はその一切の事業等を善良なる管理者の注意義務を持って継続する。

第９条（登記・登録など）

甲及び乙は、効力発生日後遅滞なく、第 6 条の規定により承継する権利義務に関し、必要な登記・登録などを協力して行う。

第 10 条（本契約の変更・解除）

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日の前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態に重要な変更が生じた時は、甲乙協議の上、本契約に定める条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 11 条（費用負担）

本件分割の履行に関する費用は、法令に別段の定めがあるものを除き、その費用を支出した当事者が負担する。

第 12 条（損害賠償）

甲及び乙は、本契約の定めに違反して相手方に損害を与えたときは、相手方に対し、その損害を賠償する責を負う。

第13条（補償）

甲は、別紙「承継権利義務明細表」における乙に承継する権利義務について、効力発生日以前の事情により乙が第三者から損害の賠償等を求められた場合、その解決のために要した賠償金、解決金、乙が対応のために支出した費用を乙に補償する。

第14条（準拠法及び裁判管轄）

本契約の準拠法は日本法とする。

2　本契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第15条（誠実協議）

本契約に定めのない事項、又は本契約の各条項の解釈について疑義が生じた場合には、甲乙間誠意をもって協議し、その解決に努めるものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙押印の上、各1通を保有する。

2019年12月26日

甲　福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力株式会社
代表取締役社長執行役員　池辺　和弘

乙　福岡県福岡市中央区天神一丁目12番20号
株式会社ＱＴｎｅｔ
代表取締役社長　岩﨑　和人

別紙

承継権利義務明細表

甲が乙に承継させる本件事業に属する資産、負債、労働契約、その他権利義務（以下、「本承継権利義務」という。）は次のとおりとする。

なお、本承継権利義務は、2019年9月30日現在を基礎とし、これに本件分割の効力発生日の前日までの変動を反映した上で、確定する。

1　承継する資産及び負債

乙は、本件事業に係る商品その他の流動資産並びにソフトウェア及び商標権その他の無形固定資産を承継するものとし、甲は効力発生日までに乙に資産の明細を提示するものとする。

なお、負債の承継はない。

2　承継する労働契約

乙は、本件事業に従事する従業員と甲の間との労働契約は、承継しない。

3　承継する契約上の地位及び権利義務

乙は、本件事業に係るQuUnサービス利用契約、業務委託契約、賃貸借契約、リース契約その他一切の契約における契約上の地位及び権利義務を承継するものとする。

以　上

別紙２

第32期 事 業 報 告

（2018年４月 １日から
2019年３月 31日まで）

１ 会社の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

情報通信市場は、光ブロードバンド市場における契約数は引き続き増加傾向にあり、スマートフォンをはじめとする携帯電話市場においてはＭＶＮＯサービスが増加し、法人市場においてはクラウドコンピューティングの利用拡大やセキュリティ対策のニーズが高まるなど、引き続き拡大基調にあります。

このような中、当社は、高速大容量の光ファイバ情報通信基盤を用いて、個人のお客さま向けには光ブロードバンドサービス「ＢＢＩＱ」、法人のお客さま向けには「ＱＴ ＰＲＯ」として回線サービスやソリューションサービスを中心に事業を展開してまいりました。

ＢＢＩＱにつきましては、光インターネットにおいて「auスマートバリュー・つづけて割への加入促進活動」や「BtoBtoC市場への販売強化」など、獲得推進・解約抑制に取り組んだ結果、契約回線数が当期で１万６千回線増加し、当期末現在で41万１千回線となりました。

ＢＢＩＱ光インターネットは、複数の顧客満足度調査で九州１位を受賞するなどサービス品質向上などの取組みが評価されており、当期には、お客さま電話サポートを評価するHDI格付けベンチマークの「モニタリング」格付けにおいて、最高評価を獲得しました。

マンション高圧一括受電サービス「ＢＢＩＱ電力」とのセット割もＢＢＩＱの獲得推進に寄与しました。

また、光電話につきましては、契約回線数が当期で１万１千回線増加し、当期末現在で35万９千回線となり、光テレビにつきましては、契約回線数が当期で３千回線増加し、当期末現在で６万６千回線となりました。

ＱＴモバイルにつきましては、「直営店舗の展開によるお客さまサポート体制の充実」や「無制限かけ放題サービスの導入」などの獲得強化に取り組んだ結果、当期で２万４千回線増加し、当期末現在で５万１千回線となりました。

ＢＢＩＱ電力につきましては、新築マンションにおいては新規デベロッパーの開拓、既築マンションにおいては、管理会社を通じたマンション管理組合への営業などに取り組んだ結果、サービス提供棟数が当期で25棟増加し、当期末現在で100棟突破の108棟となりました。

法人のお客さま向けにつきましては、新規お客さまの開拓や既存お客さまからの売上拡大に取り組んだ結果、ＱＴ ＰＲＯ ＶＬＡＮでは契約回線数が当期で７百回線増加し、当期末現在で１万５千回線となりました。

また、携帯電話事業者向けでは、当期５百回線増加し、当期末現在で８千９百回線となりました。

さらに、マネージドセキュリティやセキュアモバイルなどお客さまのニーズを的確にとらえたソリューション提案営業を推進しました。

当社は「ＢＢＩＱ」、「ＱＴ　ＰＲＯ」などのサービスを安定的に提供するためのＳＯＣビル建設などの防災・事業継続（ＢＣＭ）への取り組みが評価され、日本政策投資銀行の「ＢＣＭ格付」において、国内の通信・放送事業者として初となる５年連続での最高ランクを取得いたしました。

当期の収支状況につきまして、収入面では、九州電話終了に伴う収入の減少などはありましたが、契約回線数の増加により、ＢＢＩＱサービス収入やＱＴモバイル、ＢＢＩＱ電力収入が増加したことなどから、売上高（営業収益）は前期に比べ2.6%増の573億５千５百万円となりました。

これに営業外収益を加えた経常収益は、前期に比べ2.5%増の574億８千万円となりました。

一方、支出面では、ＱＴモバイルの加入者増加に伴い費用が増加したことや、減価償却費が増加したことなどから、経常費用は前期に比べ3.3%増の542億２千６百万円となりました。

以上により、経常利益は前期に比べ8.5%減の32億５千３百万円となりました。前期に九州電話サービス終了に伴う特別損失の計上があったことの反動増はありましたが、当期純利益は0.9%減の22億１千３百万円となりました。

(2)　設備投資の状況

当期における設備投資は、次のとおりであります。

①　設備投資総額　19,491百万円

②　主な内容

・　需要増に対応するための光ファイバ設備・伝送装置等の新設

(3)　資金調達の状況

当期における資金調達は、次のとおりであります。

長期借入金	13,000百万円
短期借入金	33,000百万円
計	46,000百万円

(4)　財産及び損益の状況の推移

区　　分	第29期	第30期	第31期	第32期（当期）
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
売　上　高（百万円）	53,763	55,032	55,890	57,355
経　常　利　益（百万円）	6,170	4,981	3,554	3,253
当　期　純　利　益（百万円）	4,079	3,494	2,233	2,213
１株当たり当期純利益（円）	9,064.75	7,765.39	4,963.05	4,919.52
総　資　産（百万円）	142,654	142,058	141,621	141,026

（注）１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(5) 対処すべき課題

当社が今後も地域社会の信頼を得て、地域の通信事業者として継続的に発展するためには、事業環境の変化に迅速かつ的確に対応するとともに、お客さま満足度向上の視点に立った事業展開に取り組んでいく必要があります。

光ブロードバンド市場は、引き続き普及拡大が見込めるものの、モバイルや電力とのセット割など、事業者間の競争がますます激化することが想定されます。そのため、今まで以上に長期利用促進の徹底と獲得推進等に取り組み、契約回線数の拡大を図ってまいります。

法人市場は、携帯電話基地局向け回線の値下げ要請やサービスの低価格化など厳しい状況にある一方、セキュリティ対策へのニーズなどが高まっております。今後、競争力の確保・強化に向け、サービスの高度化や高信頼度化、提供コストの低減などに取り組むとともに、お客さまのニーズを的確に捉えたソリューション提案営業を強化してまいります。

設備面においては、当社は地域社会を支えるライフラインの担い手として、引き続き通信信頼度の維持・向上に取り組んでまいります。

近年、トラフィックの増大に対応して投資・費用が大幅に増加しているため、工事・保守運用業務の効率化に引き続き取り組んでまいります。

これらを踏まえ、今後も、更なる成長・発展を目指し、「企業理念」、「ＣＳＲ憲章」、「ＱＴＷａｙ３つの行動指針」、「健康経営」を基本として企業活動を展開してまいります。

(6) 主要な事業内容

① 電気通信事業
② 電気通信設備およびこれに附帯する設備の工事ならびに保守
③ 電気通信および情報処理等に関する機器・ソフトウェアの開発、製作、販売、割賦販売および賃貸
④ 一般放送事業
⑤ 電力の購入、販売
⑥ 古物営業法に基づく古物商
⑦ 前各号に関連するコンサルティング
⑧ 前各号に附帯または関連する一切の事業

(7) 支店

広域営業、北九州、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島

(8) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
663名	47名増	40.1歳	10.8年

(注) 1 従業員数には、関係する会社からの出向者81名を含んでおります。
2 上記従業員の他に、契約社員117名を雇用しております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は九州電力株式会社であり、同社は当社の株式を 100％(450 千株)保有しております。

当社は、親会社に通信サービスの提供を行っております。

② 子会社の状況

当社は子会社を保有しておりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社日本政策投資銀行	16,887 百万円
株式会社肥後銀行	6,540 百万円
株式会社福岡銀行	4,350 百万円
株式会社西日本シティ銀行	3,620 百万円
三井住友信託銀行株式会社	3,600 百万円

(11) 株式の状況

① 発行可能株式総数　500,000 株

② 発行済株式の総数　450,000 株

③ 株主数　1 名

④ 株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数(株)	持株比率(%)
九州電力株式会社	450,000	100

(12) 取締役及び監査役

地　位	氏　名	担当及び他の法人の役職等
取締役会長	秋吉廣行	
代表取締役社長	岩崎和人	経営戦略本部長
取締役	毛利定夫	専務執行役員、技術本部長、サービス開発に関する事項
取締役	谷口悟	専務執行役員、営業本部長（サービス開発に関する事項を除く）
取締役	東誠二	常務執行役員、営業本部副本部長（電力ソリューション担当） 経営管理に関する事項
取締役	橋口良一	執行役員、総務部長
取締役	能見和司	九州電力株式会社 上席執行役員 テクニカルソリューション統括本部 情報通信本部長
監査役（常勤）	川見俊彦	
監査役	亀井英次	九州電力株式会社 取締役監査等委員

（注）　1　2018年6月25日開催の第31回定時株主総会において、取締役眞部利應、同片野田三生、同上田久行、同植木善勝の4氏は取締役を退任いたしました。

2　当社は、能見和司、川見俊彦、亀井英次の3氏との間にそれぞれ会社法第423条1項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結しています。

2　会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

3　会社業務の適正を確保するための体制の整備について

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下の方針により取締役の職務執行の法令・定款への適合及び会社業務の適正性を確保する。

1　取締役の職務執行の法令等への適合性の確保

① 取締役会は、原則として３ヶ月に１回、また必要に応じて随時開催し、予め定めた規程に則り、経営上の重要な事項について審議・決定するとともに、取締役の職務執行を監督するため、取締役から職務の執行状況の報告を定期的に受ける。また、執行役員に対して、必要に応じて職務の執行状況について取締役会への報告を求める。

② 取締役は、全ての事業活動の規範として定められた「ＱＴｎｅｔＣＳＲ憲章」及び日常の行動・判断のための基準を定めた「コンプライアンス行動指針」を率先して実践する。

③ 取締役は、反社会的勢力からの不当要求に対して毅然とした態度で臨み、関係機関と連携し、これらの勢力との関係を遮断する。

④ 取締役会及び取締役は、監査役から、適法性を欠くおそれのある事実、或いは会社へ著しい損害を与えるおそれのある事実等に関して勧告及び助言を受けた場合は、善処する。

⑤ 社外からも取締役を選任し、取締役会は、監督機能の有効性を高めるため、当社から独立した立場での助言等を受ける。

2　取締役の職務執行に係る情報の保存・管理

① 取締役会議事録等の法令で定められた文書及びその他重要な意思決定に関わる文書については、社内規程に基づき、管理責任箇所を定め適正に保存・管理する。

② 職務執行に係る情報については、積極的な公開に努めるとともに、情報セキュリティに関する基本方針、規程に基づき適正に保存・管理する。

3　リスク管理

① 経営に重大な影響を与えるリスクについては、定期的にリスクの抽出、評価を行い、適正に管理する。

② リスクの発生を未然に防止するため、業務の執行状況を定期的にチェックし、適正に管理する。

③ 複数の部門に関わるリスク及び顕在化のおそれがある重大なリスクについては、関連する部署等で情報を共有したうえで、対応体制を明確にし、適切に対処する。

④ 非常災害その他会社経営及び社会に重大な影響を与える事象が発生した場合に、これに迅速、的確に対応する体制や手順等を規程に定めるとともに、定期的に訓練等を実施する。

4　取締役の職務執行の効率性の確保

① 社長が会社の業務執行を統轄するにあたり、経営方針、経営計画など重要事項について協議するため、「幹部会議」を設置する。また、重要事項についての事前の審議・調整を行うための会議体を必要に応じて設置する。

② 会社業務の執行にあたり、意思決定の迅速化と効率的な業務執行を図るため、「執行役員」を設置する。

③ 取締役会は、執行役員の業務委嘱・業務担当を定めるとともに、執行役員は、これに基づき業務の執行にあたる。

④ 取締役及び従業員の適正かつ効率的な職務執行を確保するため、各部署の分掌事項及び権限等を規程に定める。

5 従業員の職務執行の法令等への適合性の確保

(1) 法令等の遵守

① 法令や企業倫理、社内規程等の遵守の徹底を図るため、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、各部署に「コンプライアンス責任者」を設置し、公正な事業活動を推進する。

② コンプライアンス推進の徹底を図るため、従業員に対する教育や研修などを行い、「ＱＴｎｅｔＣＳＲ憲章」及び「コンプライアンス行動指針」の浸透と定着を図る。

③ 当社及び子会社の従業員等からコンプライアンスに関する相談を受け付けるため「コンプライアンス相談窓口」を設置し、相談者の保護など、適切な運営を図る。

(2) 内部監査

① 経営効率の向上や業務運営の改善を図るため、内部監査組織は、各部署における業務執行の適正や効率性に関する監査を行う。

6 企業グループにおける業務適正の確保

① 九州電力グループ全体の基本理念や経営方針等を共有し、九州電力グループの一員として経営を推進する。

② 適正な事業活動を維持するため、親会社に対してリスク等への対応策を織り込んだ事業計画や実績の報告を行うとともに、当社経営に重大な影響を及ぼすおそれのある事項については、親会社と事前協議を行う。

③ 九州電力グループ内における相互の緊密な情報連携のため、重要なグループ会社で構成する各種会議体に参画するとともに、九州電力グループの情報ネットワークの活用を図る。

④ 当社の子会社に対して、「ＱＴｎｅｔＣＳＲ憲章」及び「コンプライアンス行動指針」の周知・浸透を図るとともに、事業計画や実績の報告を求め、業務の適正を確保する。

⑤ 当社の内部監査組織は、子会社に対し、必要に応じて監査を実施する。

7 監査役の職務執行の実効性の確保

(1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

① 監査役がその職務の補助スタッフを置くことを求めた場合は、必要人員を配置する。

(2) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 監査役の補助スタッフは、監査役の指揮命令の下で職務を遂行する。

② 監査役の補助スタッフの人事に関する事項については、監査役と事前に協議する。

(3) 取締役、執行役員及び従業員から監査役への報告

① 取締役、執行役員及び従業員は、監査役から重要な業務執行に関する事項の報告・説明を求められた場合は、これに応じる。取締役、執行役員、監査役及び従業員は、親会社の監査等委員会から重要な業務執行に関する事項の報告・説明を求められた場合は、これに応じる。当社の子会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員は、当社監査役から重要な業務執行に関する事項の報告・説明を求められた場合は、これに応じる。

② 取締役及び執行役員は、会社に重大な損害を与えるおそれのある事実を発見した場合は、速やかに監査役に報告を行う。
取締役、執行役員及び監査役は、会社に重大な損害を与えるおそれのある事実を発見した場合は、速やかに親会社の監査等委員会に報告を行う。
当社の子会社の取締役、執行役員及び監査役は、会社に重大な損害を与えるおそれのある事実を発見した場合は、速やかに当社監査役に報告を行う。

③ 取締役は、監査役に上記の報告を行った者がそれにより不利な取扱いを受けないように適切に対処する。

(4) その他監査役の監査の実効性の確保

① 取締役は、監査役からの「幹部会議」等重要会議への出席要請に応じるとともに、重要文書の閲覧、その他監査業務の執行に必要な調査及び費用の確保に協力する。

② 取締役は、監査役と定期的に会合をもち、意見交換等を行う。

〈業務の適正を確保するための体制の見直しの概要〉

2019年4月1日から、業務の適正を確保するための体制を一部見直しました（2019年3月26日取締役会決議）。見直しの概要は、以下のとおりです。

・グループ会社管理体制に関する記載の追加（子会社の取締役等から監査役への報告、内部監査）
・九州電力の「監査等委員会」設置に伴う記載の修正

〈業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要〉

当事業年度における運用状況の概要は、次のとおりです。

- 取締役会を、原則として3ヶ月に1回、また必要に応じて随時開催し、企業経営の重要事項の決定並びに業務の執行状況の監督を行っております（2018年度8回開催）。
- 社外からの取締役を選任し、その経験や知見から、取締役会等において議案審議等に必要な発言や助言を受けるなど、経営に対する監督機能の強化を図っております。

- 「コンプライアンス委員会」を設置（2018年度２回開催）し、取組み状況のモニタリングを行うとともに、「コンプライアンス相談窓口」を設置、運営し、コンプライアンス経営を推進しております。
- 情報の取扱いや情報セキュリティに関する規定及び情報セキュリティ委員会等の体制を整備し、情報の適正な保存・管理を行うとともに、必要に応じたセキュリティの確保を図っております。
- 事業全般における様々なリスクの抽出、評価を定期的に行い、重要なリスクを明確にするとともに、対応策を事業計画に織り込むなど、リスク管理の徹底を図っております。
- 「幹部会議」（2018年度28回開催）を設置し、企業経営上の重要な意思決定に関する協議などを行っております。
- 「組織規程」、「職務権限規程」など関係規定を整備し、業務運営体制や責任と権限を明確化するとともに、適正かつ効率的な業務執行に努めております。
- 内部監査組織を設置し、法令等の遵守や業務執行状況に関する監査や必要に応じた提言を実施することなどにより、業務運営の適正性と経営効率の向上を図っております。
- 監査役と内部監査組織が緊密な連携を図ることなどにより、監査の実効性、効率性を高めております。

以　上

第３２期事業報告附属明細書

（会社法施行規則第128条に基づく明細書）

（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

株式会社ＱＴｎｅｔ

当社では、本附属明細書に記載すべき、事業報告の内容を補足する重要事項はございません。

以　上

貸 借 対 照 表

（ 2019 年 3 月 31 日 現在 ）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	15,273	流動負債	28,160
現金及び預金	5,005	1年以内返済予定の長期借入金	16,930
売掛金	8,226	未払金	6,518
貯蔵品	500	未払費用	3,494
未収入金	201	未払法人税等	327
前払費用	437	未払消費税等	188
その他	1,083	前受金	443
貸倒引当金	△ 182	リース債務	70
固定資産	125,752	その他	186
有形固定資産	118,909	固定負債	38,494
建物	8,115	長期借入金	37,367
構築物	72,281	リース債務	90
機械及び装置	28,224	退職給付引当金	966
工具器具及び備品	1,322	その他	70
土地	3,778	負債合計	66,654
リース資産	149	（純資産の部）	
建設仮勘定	5,038	株主資本	74,308
無形固定資産	4,735	資本金	22,020
ソフトウェア	4,653	資本剰余金	32,627
その他	82	その他資本剰余金	32,627
投資その他の資産	2,107	利益剰余金	19,660
投資有価証券	596	利益準備金	513
関係会社株式	17	その他利益剰余金	19,147
繰延税金資産	866	繰越利益剰余金	19,147
その他	650	評価・換算差額等	63
貸倒引当金	△ 23	その他有価証券評価差額金	63
		純資産合計	74,371
資産合計	141,026	負債・純資産合計	141,026

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自　2018年4月1日　至　2019年3月31日）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	
売上高		57,355
売上原価		36,575
売上総利益		20,779
販売費及び一般管理費		17,405
営業利益		3,374
営業外収益		
受取利息及び配当金	1	
その他	123	124
営業外費用		
支払利息	235	
その他	9	245
経常利益		3,253
税引前当期純利益		3,253
法人税、住民税及び事業税	1,083	
法人税等調整額	△ 43	1,039
当期純利益		2,213

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　2018年4月1日　　至　2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
		その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金			
2018年4月1日 残高	22,020	32,627	473	17,373	72,494	60	72,555
事業年度中の変動額							
剰余金の配当				△400	△400		△400
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立て			40	△40	－		－
当期純利益				2,213	2,213		2,213
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						2	2
事業年度中の変動額合計	－	－	40	1,773	1,813	2	1,816
2019年3月31日 残高	22,020	32,627	513	19,147	74,308	63	74,371

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

（自　2018年4月1日　至　2019年3月31日）

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①関係会社株式･･･移動平均法による原価法を採用しております。

②その他有価証券

時価のあるもの･･･決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの･･･移動平均法による原価法を採用しております。なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品･･･ 移動平均法による原価法を採用しております。（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

九州電力株式会社を連結親法人として連結納税制度を適用しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額　163,425 百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	336 百万円
短期金銭債務	811 百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	3,604 百万円
売上原価、販売費及び一般管理費	4,008 百万円
営業取引以外の取引高	52 百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
発行済株式 普通株式	450,000	—	—	450,000

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年6月25日 定時株主総会	普通株式	400	889	2018年3月31日	2018年6月26日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2019年6月17日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

①	配当金の総額	530百万円
②	1株当たり配当額	1,179円
③	基準日	2019年 3月31日
④	効力発生日	2019年 6月18日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	（単位：百万円）
（繰延税金資産）	
退職給付引当金	294
未払賞与	115
減価償却費	94
事業税	73
その他	331
繰延税金資産	910
評価性引当額	△ 15
繰延税金資産合計	894
（繰延税金負債）	
その他有価証券評価差額金	27
その他	0
繰延税金負債合計	27
繰延税金資産の純額	866

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により、資金を調達しております。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関してはお客さまごとに期日及び残高を管理するとともに、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金(長期)であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	5,005	5,005	－
(2) 売掛金	8,226	8,226	－
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	94	94	－
(4) 未払金及び未払費用	(10,013)	(10,013)	－
(5) 未払法人税等	(327)	(327)	－
(6) 長期借入金	(54,297)	(54,387)	(90)

(*)負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注１)　金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1)　現金及び預金、並びに(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)　投資有価証券

時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4)　未払金及び未払費用、並びに(5)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6)　長期借入金

時価について、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

なお、１年以内返済予定の長期借入金は、(6)長期借入金に含めております。

(注２)　非上場株式（貸借対照表計上額431百万円）、関係会社株式（貸借対照表計上額17百万円）及び投資事業有限責任組合への出資等（貸借対照表計上額70百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどが出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

関連当事者に関する注記

兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金(百万円)	事業内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	㈱キャピタル・キューテン	福岡市中央区	285	事業資金の貸付	－	－	資金の借入等	資金の借入(注１)	18,901	－	－
								利息の支払(注１)	1	－	－
								CMS預入(注１)	8,600	－	－
	ニシム電子工業㈱	福岡市博多区	300	電気通信工事	－	－	電気通信工事の委託	線路建設工事の委託等(注２)	5,361	未払金	650

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注１) 市場金利を勘案して合理的に決定しております。

なお、担保は提供しておりません。

(注２) 市況、原価等を勘案して適正価格で契約しております。

(注３) 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

１株当たり情報に関する注記

1. １株当たり純資産額　　165,270円24銭
2. １株当たり当期純利益　　4,919円52銭

独立監査人の監査報告書

2019年5月29日

株式会社ＱＴｎｅｔ
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　野澤啓

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　宮嵜健

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ＱＴｎｅｔの2018年4月1日から2019年3月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査報告書

私たち監査役は、２０１８年４月１日から２０１９年３月３１日までの第３２期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

各監査役は、他の監査役と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査方針等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第１項及び第３項に定める体制」の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

２０１９年５月３１日

株式会社ＱＴｎｅｔ

常勤監査役　川見俊彦

監査役　亀井英次

本事前開示書面は原本と相違ありません。

2019年12月26日

九州電力株式会社
代表取締役
社長執行役員　池辺和弘